事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第十条から第十二条までの規定により整理された需要家費の合計額の第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合　需要家費

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の合計額	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
	追加固定費

事業者は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第十条から第十四条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

3　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前条及び前項第一号の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
	追加固定費

二　前項第二号の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された需要家費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合
	追加需要家費

第十四条　［削る］

二　前条及び前項第二号の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合
	追加非ネットワーク需要家費

第十七条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益、遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）、預金